

## 農業機械安全性型式検査が新たな制度で再スタート 「事故低減に向け検査基準を強化、受検しやすさも向上」

農作業死亡事故に占める農業機械による事故の割合は 62.3%（令和 5 年）で、中でも機械の転落転倒（農業機械事故の 40.8%）や PTO 軸などへの巻き込まれ（同 15%）事故が依然として多く、農業機械のさらなる安全性向上が必要です。そこで、農林水産省での議論をもとに、主要な機種について新たな安全機能の装備を盛り込んだ安全性検査基準を策定するとともに、積極的な受検を促すため、受検者の負担軽減を図る等の見直しを行い、令和 7 年 4 月 1 日から新たな制度として農業機械安全性検査を再スタートしました。

### ☆ 技術の概要

1. 農用トラクター（乗用型）については、シートベルトの未装着により転落転倒時に運転席から投げ出されることを防止するために、シートベルトの未装着を検知して、ランプ等による表示や警報音により運転者への警告を発するシートベルトリマインダーと、離席時に作業機等に巻き込まれることを防ぐために、離席後 7 秒以内に PTO<sup>※1</sup>軸の動力を遮断する PTO インターロックの装備を求めることにしました。コンバイン（自脱型）と田植機（乗用型）にも作用部<sup>※2</sup>への巻き込まれを防ぐために、離席時の作用部インターロックの装備を求める等、検査基準を強化し、使用者の誤使用や危険を伴う作業の防止を図ります。
2. 安全な農業機械であることを現場の農業者が容易に判別できるよう、安全性検査合格機に貼付する合格証票を刷新しました（図）。機体への貼付の他、各社ホームページの商品詳細ページ、カタログ等にも掲載いただけます。

※1 Power Take Off の略称で、トラクターに装着された作業機を駆動するための回転軸のことをいいます。

※2 ロータリー、刈取部、搬送部、植付部等の農業機械の本来の作業目的にそって運転される部分

表 令和 7 年度からの安全性検査対象機種

- |                |
|----------------|
| ・ 農用トラクター（乗用型） |
| ・ 農用トラクター（歩行型） |
| ・ 田植機（乗用型）     |
| ・ コンバイン（自脱型）   |
| ・ 乾燥機（穀物用循環型）  |



図 新しくなった安全性検査合格証票

### ☆ 活用面での留意点

令和 7 年度から安全性検査の対象となった機種（表）以外の機種についても、従前の安全基準にもとづいて、一般性能試験で引き続き対応します。また、農業機械メーカー及び農林水産省との連携により、重大事故の多い機種を中心に検査基準の策定や検査対象への追加に向けた検討を行うなど、安全性の強化に取り組んでいく予定です。

安全性検査合格機については、以下のページの右上「安全性検査合格機一覧」からご確認いただけます。【<https://www.naro.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>】

（農研機構・農業機械研究部門 安全検査部 塚本茂善）